

第百二十三回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第七 号

平成四年四月二十二日(水曜日)
午前十時開議

出席委員

委員長 中島 衛君

理事 岡島 正之君 理事 小坂 憲次君
理事 福永 信彦君 理事 古屋 圭司君
理事 増田 敏男君 理事 谷村 啓介君
理事 中沢 健次君 理事 小谷 輝二君
井奥 貞雄君 石橋 一弥君
佐藤謙一郎君 田道 國男君
中谷 元君 西田 司君
野中 広務君 森田 一君
遠藤 登君 小川 信君
北川 昌典君 北沢 清功君
小林 守君 山口 鶴男君
山口 津男君 吉井 英勝君
高木 義明君

委員外の出席者

参考人 奥田 八二君
(福岡県知事)
参考人 喜多 登君
(明治大学政治経済学部教授)
参考人 田尻 靖幹君
(全国市長会相談役・熊本市長)
参考人 渡辺 功君
地方行政委員会調査室長

委員の異動
四月二十日

補欠選任
北川 昌典君 山元 勉君

同日 補欠選任
山元 勉君

同日 補欠選任
北川 昌典君

同日 補欠選任
山元 勉君

同日 補欠選任
北川 昌典君

同日 補欠選任
山元 勉君

第一類第二号 地方行政委員会議録第七号
平成四年四月二十二日

補欠選任
森 喜朗君 佐藤謙一郎君
神田 厚君 高木 義明君

同日 補欠選任
佐藤謙一郎君 森 喜朗君
高木 義明君 神田 厚君

同日 補欠選任
佐藤謙一郎君 森 喜朗君
高木 義明君 神田 厚君

同日 補欠選任
佐藤謙一郎君 森 喜朗君
高木 義明君 神田 厚君

本日の会議に付した案件
地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二五号)

○中島委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案審査のため、参考人の皆様から御意見を聴取することといたしております。
参考人として御出席いただいた方々は、全国市長会相談役・熊本市長田尻靖幹君、福岡県知事奥田八二君、明治大学政治経済学部教授喜多登君、以上三名の方でございます。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。
参考人の皆様には、御多用のところ当委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。それそれぞれのお立場から忌憚のない御意見を述べたいと存じます。

なお、議事の順序は、初めに参考人の皆様からそれぞれ十五分程度御意見を述べいただき、次に委員からの質疑に対し、御答弁をお願いいたしますと存じます。

それでは、まず田尻参考人によりしくお願いを申し上げます。
○田尻参考人 おはようございます。
全国市長会の相談役をいたしております熊本市

長の田尻靖幹でございます。

衆議院地方行政委員会の諸先生におかれましては、日ごろから、地方行政の諸問題につきまして格別の御支援と御高配を賜っておりまして、この席をおかりいたしまして、まずもって厚く御礼を申し上げます。

本日は、地方交付税法の一部を改正する法律案につきまして意見を申し上げる機会をお与えいただきまして、心から感謝を申し上げます。次第でありまして、直接都市行政に携わっております市長の立場から、当面する諸問題につきまして意見を申し上げます。

まず第一点、法案の早期成立につきまして、まずお願いをいたしたいことは、ただいま本委員会におきまして御審議中の地方交付税法の一部を改正する法律案の早期成立についてでございます。

御高承のとおり、最近の経済情勢は、景気が停滞し、地域経済への影響も懸念されているところでございます。国におかれましては、緊急経済対策を決定され、平成四年度の公共事業関係予算の前倒しの方針を明確にされたのでありますが、地方団体におきましても、地方単独事業の円滑な施行が強く期待されております。

そのためには、その裏づけとなります財源の確保が不可欠であります。とりわけ地方一般財源の重要な地位を占める地方交付税の総額や算定方法を早期に確定していただくことが必要でありますので、本法案の速やかな成立に特段の御高配をお願い申し上げます。平成四年度地方財政対策についてであります。

さて、都市におきましては、豊かな市民生活の実現を図るため、生活関連社会資本の整備、高齢化社会に対応する福祉の充実等、その果たすべき役割はますます重要なものとなっております。今

回の地方交付税法改正案には、地域づくり、地域福祉環境保全対策、地方財政の健全化措置等の当面する行政需要に対する財源措置が講じられているのでありますが、以下、その主なるものについて所感を述べさせていただきます。

第一は、地方単独事業の拡充についてであります。
平成四年度の地方財政計画において、投資的経費に係る地方単独事業は、対前年度比一・五%増と大幅に拡大されております。特に都市生活環境整備に着目した経費の増額が図られていることは、まことに時宜を得た措置であると高く評価しているところであります。今後とも、地域振興に果たす地方単独事業の役割の重要性や公共投資基本計画に基づく身近な社会資本の整備促進の観点から、引き続き地方単独事業の拡充について、先生方の御理解と御支援をお願いする次第であります。

また、平成四年度まで実施される予定の地域づくり推進事業につきましては、これを契機に地域の魅力を生かし、自主的、主体的地域づくりの機運が大いに盛り上がりつつあるところでございますので、ソフト事業を含めましてぜひとも継続していただくようお願い申し上げます。

第二は、社会福祉の充実についてであります。
本格的な高齢化社会に的確に対応していくため、都市においては、国が打ち出した高齢者保健福祉推進十か年戦略の着実な推進と相まって、地域住民のニーズにマッチしたきめ細やかな独自の福祉施策を展開する必要があります。

今回の地方交付税法改正案では、社会福祉系統経費の大幅な増額とともに、昨年創設されました地域福祉基金の積み増しについて市町村分が倍増されているなど、適切な配慮がなされております。

平成四年四月二十二日

が、今後とも、ホームヘルパー等の人材確保に対する支援策とともに、地域福祉基金のさらなる増強等、財政措置の一層の拡充をお願い申し上げる次第でございます。

第三は、国保財政の健全化であります。

国民健康保険をめぐる状況は、高齢化社会の進展、医療費の増大等によりましてますます厳しくなっており、これが及ぼす国保財政への影響もはかり知れないものがございます。

今回、国保事務費負担金のうち人件費及び助産費補助金の一般財源化とともに、国保財政への支援策があらわに講じられており、これらは一体として国保財政の健全化、安定化に寄与するものと理解しておりますが、今後とも医療費の適正化、給付と負担の公平化、保険料負担の平準化等の抜本的対策を推進し、国民健康保険の運営に支障を来さないようをお願い申し上げる次第であります。

第三点、地方交付税の特例減額についてであります。

昨春秋ごろから一部のマスコミ報道で、交付税率の引き下げ問題が伝えられ、大変心配をいたしましたところでございます。交付税率の引き下げは、地方分権の推進に逆行するものであり、断じて容認できないことでありますから、私も地方団体は全国大会を開催するなどの運動を行い、また、先生方の心からなる御尽力によりまして、幸いにいたしました交付税率は堅持されたのであります。結果的には、地方交付税の総額から八千五百億円の特例減額を行うこととされたところでございます。

この件につきましては、先ほど申し上げましたとおり、地方財政対策におきまして地方単独事業の大幅な拡充、地域福祉の充実、地方財政の健全化措置など、地方団体が当面必要とする各種施策に対する措置が講じられた上で行われるものであり、しかも国の予算編成が、二兆円を超える財源不足のもとで、建設国債の限度いっぱい発行のほか増税措置も講じられるという厳しい状況にある

つたこと、また、今回の減額分につきましては後年度法律に基づき返済されるものでありますので、この際やむを得ないものと考えているところでございます。

ただ、このことに関連いたしまして一言申し添えさせていただきますと、いわゆる交付税の総額をめぐる議論の中で、ここ数年とられてきた過去の特例的借金の解消措置をとらえて、いわゆる地方財政余剰論を展開する向きがあるところでございます。これらの特例的借金は、過去の地方財政の危機的財源不足の際、本来地方交付税率の引き上げで対処すべきものを、いわば地方団体が自前の借金でしのいだものであります。これを解消するための措置は地方財政健全化のためにとられたものであり、決して余剰というべきではないと存するものであります。私もいたしましては、今後ともこれら特例的借金の解消措置を講じながら、地方財政の健全化をさらに推進すべきであると考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

第四点、今後の課題につきまして、せつかくの機会でございますので、この際、地方団体が抱える当面の重要課題につきまして何点か要望をさせていただきます。

まず第一点は、地方交付税率の堅持についてでございます。

このことにつきましては、先ほど申し上げましたところでもありますが、地方交付税は、憲法で保障された地方自治の本旨を実現するための地方団体共有の固有財源であり、国のほかの歳出とは性格を異にするものであります。現在、緊急の政策課題となっております各種社会資本の整備、高齢化社会への対応、地域の振興などの施策の多くは地方団体の手によって行われているところであります。これら地方団体に課せられた責務を果たしていくためには地方交付税は不可欠の財源であります。加えて、地方分権の重要性が改めて認識されている今日、地方交付税の変更措置を講ずることは

時代の動きに逆行するものでありますので、今後とも地方交付税率の堅持につきましては、先生方の特段の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

第二点目は、地方への権限移譲についてでございます。

私も、地方分権を推進し、都市自治の確立を図る立場から、都市自治体の人口規模、能力等に応じた権限移譲とその財源付与を機会あるごとに要望してまいりました。この問題に關しましては、現在、地方制度調査会、臨時行政改革推進審議会等におきまして審議されているところでございますが、私もいたしましては、都市自治体への積極的な権限移譲の一日も早い実現を願っているところでありますので、諸先生におかれても、引き続きよろしく御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

第三点目は、国庫補助金の改善、合理化についてであります。

まず、国庫補助金等の整理合理化に当たっての私どもの基本的な考え方は、事務事業のあり方そのものを抜本的に見直した上で、その整理縮小を行うとともに、国と地方の機能分担、費用負担のあり方を十分検討し、地方の自主性にゆだねるべきものについては、必要な財源措置を講じながら一般財源化を図るべきであると考えております。

また、投資的経費等に係る補助率の復元問題につきましては、昨年、補助率の体系化、簡素化の観点から、平成五年度までに結論を得よう関係省庁で検討を進めることとされたところでありますが、私も地方団体といたしましては、一日も早く地方の納得のゆく結算が得られますように切望しているところでありますので、どうぞ御高配を賜りたいと存じます。最後に、都市にとりまして、現在、緊急の課題となっております廃棄物処理対策について申し上げます。御承知のとおり、近年におきましてのごみの激

増及びその多様化は、深刻な都市問題となっております。全国市長会におきましては、ごみ問題の抜本的打開策を採るべく特別の委員会において総合的な調査研究を鋭意進めているところでございますが、当面の問題として廃棄物処理施設整備に係る国庫補助金の予算額が十分でない等、財源の問題が大きな悩みの一つであります。

この問題につきましては、昨年、当面の打開策といたしまして地方財政上の措置が講じられ、今回も同様の措置が講じられているところでありますが、今後とも必要な施設整備に支障が生じないよう、適切な財源措置をお願い申し上げる次第であります。

以上、当面する地方行政の諸問題につきまして、お願いがたがた忌憚なく意見を申し述べさせていただきましたが、目下私どもの最大の関心事である本法案の速やかな成立を重ねてお願い申し上げます。私の公述を終わらせていただきます。

まことにありがとうございました。(拍手)

○中島委員長 ありがとうございます。

次に、奥田参考人にお願いたします。

○奥田参考人 福岡県知事の奥田でございます。衆議院地方行政委員会の諸先生方には、地方自治の振興につきまして日ごろから格別の御理解、御高配を賜り、衷心より感謝いたしております。

本日は、このような意見を申し述べべる機会を賜りましたので、県行政を預かる知事の立場から、地方交付税をめぐる諸問題につきまして、以下、数点意見を述べさせていただきます。第一点は、今回の地方交付税法改正案に対する考え方でございます。

まずは改正法案の早期成立を期待いたしております。我が国の経済情勢は昨年後半からのバブル経済の崩壊に伴い、景気が低迷し、地域経済への影響も懸念されているところでございます。このため、政府におかれましては先般緊急経済対策を定

め、平成四年度の国の公共事業関係予算につきましてこのほど上半期に七五%以上をめぐりに前倒し施行を行う方針を定めるなど、対策を講じられたところでございます。その中におきまして、私も地方団体に對しても地方単独事業について前倒し実施と、その円滑な施行が強く望まれているところでございます。我が福岡県におきましても、県施行事業に關しまして七九%の前倒し施行の方針を決定いたしましたところであります。

もとより私も地方団体は、地方単独事業が地域経済に与える影響が大きいことから、その早期実施を望んでいるところでございまして、その裏づけとなります地方交付税を初めとした一般財源を確保し、年間を通じての財源の見通しを立て、計画的に事業の確実な執行を図る必要がございします。したがって、今国会に提出されております地方交付税法等の一部を改正する法律案の早期成立につきまして特段の御配慮を賜りますよう、まず初めにお願ひ申し上げます。

次に、特例減額についてであります。今回の地方交付税法改正案につきましては、平成四年度の地方財政対策並びに地方財政計画において措置を検討されました事項が盛り込まれており、地方単独事業の大幅な拡充、とりわけ生活関連社会資本の整備、地域福祉の充実、環境保全のための財源措置のほか、地方財政の健全化措置などもあわせて講じられ、地方団体の役割の増大に基づき各種施策を積極的に展開できるよう措置が講じられたものと認識いたしております。

したがって、地方交付税総額の特例としての減額につきましては、二兆円を超える国の財源不足のもとで建設国債の限度いっぱい発行のほか増税措置もとられており、後年度において地方交付税の総額に加算するということで、この際地方として協力することは、公経済全体のバランスをも考慮いたしますとやむを得ない措置であると考えております。

第二点目は、地方交付税制度に關しまして若干の改善意見を申し述べさせていただきますと思ひ

ます。まずは財源保障等基本的機能の強化についてであります。

地方交付税法は、憲法で保障された地方自治の本旨を実現するため、地方団体の自律性、自主性を強化する目的で定められております。地方税法に基づきます地方独立税とともに地方財政運営の基本をなすものでございまして、各地方団体の行政需要に應じ、その財源を保障する等の重要な機能を持つておりますことは御案内のとおりでございます。

現下の我が国は、経済力にふさわしい国際的な役割を果たしますとともに、豊かな国民生活の実現を図ることが緊急の政策課題となっております。特に国民生活の充実につきましては、身近な社会資本の整備、高齢者保健福祉の推進、環境保全対策など、その具体的施策の多くは地方団体の手によって行われていくところでございまして、地方交付税はこれを推進するために地方団体に与つて不可欠の財源なのであります。国民生活の将来は、内政の政策展開いかんにかかっており、必要な施策を着実に推進するためには、安定した財源をいかに確保するかにあると言つても過言ではないと思ひます。

例えば、我が福岡県におきましても、「二十一世紀プラン」の実現を図るべく、アジアを初めとした世界との交流促進、広域高速交通体系の整備、科学技術の交流拠点の形成、明るい長寿社会の構築、個性豊かな地域社会の形成、快適な環境の保全と活用を柱とした諸施策の展開を図つていくところでございします。本県におきまして地方交付税の歳入に占める割合は約二割を占めており、県税に次ぐ重要な一般財源でございまして、これが確保なされませんとこれら諸施策の実現は困難なものとなることは明らかであります。

さらに、つけ加えさせていただきますと、地方財政はおよそ三千三百団体の総体であり、国の一の財政とは異なり、その財政状況は千差万別であります。特に、地方交付税に多く依存し、財政

力の弱い地方団体ほど高齢化、人口の減少など著しい地域構造の変化に直面しており、これらの団体におきましては地方交付税が確保されなければ財政運営が行き詰まるおそれがあり、また将来を展望した効果的な地域振興を図るためにもその財源確保は重要であると考えます。

ちなみに、福岡県内の市町村の状況を御説明申し上げますと、旧産炭地を抱えているなどの事情もございまして、歳入に占める地方税の割合が低く、その分地方交付税に依存する割合が高くなつております。平成二年度の市町村決算の概要が先般公表されたところでございますが、歳入決算に占める地方交付税の割合は、全国平均が一五・五%であるのに対して、本県の場合は九十七市町村のうち九十四市町村が全国平均を上回る依存率となつており、一番高い市町村では依存率六三%にも達しているところでございます。

したがって、時代の動きをとらえた新たな行政需要に的確に対応するため、財源保障など地方交付税制度の基本的機能を強化する必要がございします。今後の制度改正の検討に当たりましては、まず地方分権を強化する方向での国と地方の機能分担のあり方、国庫補助金等の整理合理化など、行財政制度の改革を第一義とすべきではないかと考えております。

次は、地方交付税率の堅持に關してであります。

ここ数年とられてまいりました交付税等特別会計の借入金、財源対策債等の過去の特例的借金の解消措置をとらえて地方財政余裕論を展開する向きも一部にございしますが、昨秋以来、平成四年度の国の予算フレームが検討される段階におきまして、歳出削減の対象として、他の歳出とは性格が全く異なるにもかかわらず、地方交付税も組上のせられた模様であります。これを受けた形で、地方交付税率の引き下げを含めた、地方交付税を圧縮したいとする当局の意向も再三にわたる耳にすると、記憶に新しいところであり、私も地方団体では、地方交付税が地方

自治の根幹をなし、地方にとって不可欠な重要な財源でありますことから、これを座視するわけにはまいりませんので、地方交付税率の堅持につきまして、諸先生方を初め、広く理解を求めたところでございます。おかげで地方交付税率につきましては、皆様方の御理解を賜り、その堅持が図られました。本席をおかりいたしまして、改めて感謝申し上げる次第であります。

なお、ここ数年とられてきた交付税等特別会計の借入金や財源対策債等の過去の特例的借金の解消措置などを理由とする地方財政余裕論につきましては、これらの借金は、昭和五十年代から六十年代の初めにかけての地方財政の危機的財源不足の折に、地方交付税率の引き上げで対処すべきものを、いわば地方団体が自前の借金でしのいだものでございまして、その解消のための措置は地方財政の健全化のためにとられたものでございまして、地方の立場からいふならば決して余剰というべきものではないと考えております。

したがって、内政の基本を支えている地方団体の役割の重要性から、昨年の衆参両院の地方行政委員会におきまして決議をいただいたとおり、また、内閣総理大臣の諮問機関でございします地方制度調査会の意見にも言われておりますとおり、地方交付税制度の充実強化を主眼としていただき、今後とも、国の財政上の都合による地方交付税率の引き下げは絶対に行わないようにしていただきたいと存じます。

次は、地方交付税の性格の明確化についてでございます。

地方交付税は、国税の一定割合を、国と地方の事務配分、経費負担区分に基づき、税源配分の一環として地方に交付される税でありますので、国の一般会計に計上されております他の歳出とは性格を異にするものでないかと思ひます。したがって、地方団体共有の固有財源であるという性格をより一層明確にし、国と地方との摩擦を繰り返すことなく、相互の信頼関係を維持していくためにも、国税の法定分を、国の一般会計に計上す

ることなく、国税収納金整理資金から直接に交付税等特別会計に繰り入れる措置を講ずることが必要であると考えます。

三つ目は、国庫補助金等の一般財源化についてでございます。

国庫補助金等の一般財源化につきましては、事務事業のあり方そのものを抜本的に見直した上で、事務事業の廃止、縮小を基本として、その整理縮減を行っていただきますとともに、国と地方との機能分担、費用負担のあり方から、本来地方の自主性にゆだねるべきものにつきましては一般財源化することなど、その整理合理化を進める必要があるかと存じます。

その際、特に社会保障、義務教育、公共事業等の基幹的な行政に対する国の支出につきましては、地方に対する財政援助的なものではなく、国の責任に対応した負担金でありますので、国と地方の機能分担のあり方等を見直すことなど、国の財政上の都合により単なる地方への負担転嫁となる負担割合の変更、整理合理化は行うべきではないと考えております。

具体的検討に当たりましては、全国的に一定の行政水準を維持する必要がある事務事業がある場合でも、例えば法令等で基準を定めれば足りる場合もございますので、補助負担金による国の直接の関与は必ずしも必要でなく、できる限り地方交付税等による財源措置を講じ、具体的な運営はできるだけ地方の自主性にゆだねるという方向で検討を行うべきものではないかと考えます。

なお、モデル事業的予算補助金につきましては、施策の提示にとどめ、低率な財政援助的奨励補助金につきましても、一般財源化の方向で再検討すべきであると考えております。

また、職員設置費に係る国庫補助金等につきましては、一部一般財源化されたものを除き、ほとんどが定額交付金化され、補助金に比べ弾力化が図られておりますものの、必要な職員の配置は本来自主財源で措置すべきものであり、交付金化は一般財源化への過渡的な段階と考えられます。

で、さらに一般財源化を進めていただきたいと考えております。

最後に、今後の地方財政対策等につきまして要望を述べさせていただきます。

今後の地方財政対策に当たりましては、地域振興等に果たす地方単独事業の役割の増大、また、地方団体の自主性の強化を図る観点から、さらに、公共投資基本計画に基づく身近な社会資本の整備等を推進するためにも、引き続き地方単独事業費の大幅な増額を図る必要がございます。

とりわけ、地域の魅力を生かした自主的、主体的な地域づくりの推進を図るため、平成四年度まで実施される予定の地域づくり推進事業につきましては、地方で機運が盛り上がりつつありますので、ソフト事業分を含めまして、ぜひとも存続の措置を講じていただきたいと存じます。

また、地域福祉基金の積み増し等高齢者保健福祉推進十か年戦略を実現するための人材の確保等に係る財源措置の充実、ごみ処理問題、自然保護等の環境保全対策、担い手の確保と基盤整備による農山漁村対策、保険料負担の平準化等の国民健康保険に係る対策などの強化をしていただくとともに、これら施策の展開に資するためにも、地方財政の健全化につきましても引き続き適切な措置を講ずる必要があると考えておりますので、この点もよろしくお願い申し上げます。

なお、今後の経済情勢は先行き不透明なものもございまして、法人関係税の落ち込み等、地方団体の税収の動向にも懸念がございます。このため、引き続き、これからの地方団体の行政運営に支障が生ずることのないよう、特段の御理解、御高配を賜りますことを特にお願ひ申し上げ、私からの意見とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

○中島委員長 ありがとうございます。

次に、喜多参考人にお願ひいたします。

○喜多参考人 日夜国政について御活躍くださっている諸先生方に心から感謝申し上げます。私は、明治大学政治経済学部教授の喜多でございます。

す。このたび参考人として意見を申し述べさせていただきます機会を与えられたことを大変ありがたく存じております。

それでは、参考人としての意見をこれから開陳させていただきます。

私は、今回の改正案に対する意見として、まず結論部分から申し上げます。第一は、今回の改正案には、地方の自治並びに地方の行政の運営という観点から見て、望ましいものと望ましくないものとが併存している、これが第一です。第二点は、内需拡大、地方の自立的発展という今日の重大な政策課題から見て、今回の改正案には大きく考慮すべき余地がある、こういうふうに思います。

しかしながら、こうした問題とする点はありませんが、この改正案は私は容認できると思えます。そこで速やかにこの案を、早期に展開していただきたい、かように思うわけであります。

では、今申し上げた第一、第二について、その理由あるいはまたそれに対する対策、これを申し述べたいと思います。

第一に関して、望ましいものということであり

これは、地方自治体の自主的展開に関する財源措置が実に克明に措置せられていくということとす。私は、世界の地方財政制度の中で、なかなかこのような財源補てんに関する仕組み、我が国は世界にない精緻な仕組みをとっておると思えます。そうした中で、今回の措置は、さらに切り込

んだ、非常にきめの細かいところに展開されておるのでありまして、これはすばらしいものだと思

います。

例えば、臨時財政特別償還基金を地方財政計画に計上して地方債の措置を講じられているという点、それから地方の単独事業費の拡大、この中で、私がかねがねあったらいいなと思っていたのが出てくるのです。それは、地域づくりの推進事業を拡充させるとか、都市生活環境整備特別対策とか、地方の特定道路整備事業、あるい

はまた土地の開発基金の拡充、こういったところに非常にきめの細かい配慮がなされた。これは大変すばらしいことだと思います。さらに、地域の福祉対策の拡充、国民健康保険財政の改善、それから国庫補助負担金の一般財源化、国庫補助負担率の暫定措置に係る財源措置、それから国保に関する財源措置、こういうふうな実にきめの細かい措置をとっているのでありまして、これは大変望ましいものと私は思います。

ところが、次に望ましくないものが出てきま

す。それは、現在、地方の自主的財源である地方税収入、この伸びがここでも余りない。その上に、一般財源補てんの地方交付税が平成四年度の法定総額から八千五百億円減額されているということ。後にそれは平成六年度から十三年度までに精算する措置がとられている、こういうことがありま

す。しかし、なぜこういう状態が出てくるかというと、この論点を見ますと、例えば財政制度審議会の中で、これは平成三年十二月二十日でありましたが、「地方財政は、平成元年度以降三年連続大幅な財源余剰となっており、云々」が始まる、こういう声があるわけです。私は、どうもこのことに対応してこのような八千五百億円の減額ということに結びついたのではないかと考えるわけでありま

す。自治体の財政運営というのは、昭和六十年代から補助金一割カットが行われてまいりまして、そしてその結果は、地方がやろうとする意欲的な部門の勢いを随分そいでおると思えます。なかなか地方の投資的経費支出が抑制されて、事業の展開というのはどうもいま一歩勢いを失っているような感じがいたします。

それに、もともと、地方の財政運営に関しては健全化考慮が出てきております。御承知のように決算カードには、財政運営の指針として、現況指標、運営指標、ストック指標がありまして、それらを類似団体別に比較できるようになり、あなたの

財政状態はどうであるか、こういう形をここで見るようにしてあるわけです。これは非常に大切なことだと私は思う。つまり、健全化考慮という形で地方の財政運営をするということについては、これはまことに当を得ている指標であるし、やり方だと思えます。さきながら、先ほど言いましたように一割カットの余波があり、萎縮させておいて、そこで健全化考慮というふうになつてきたら、地方の自立的発展という見地から見えてまいりませんと、これは余り望ましいことではないのじやないか、こういうことになります。そしてその上で、先ほどのような、地方は黒字であるという話があります。

さて、地方の赤字黒字を仕分けする考え方というのはいかにいうと、一定の基準で、例えば、国の財政においては、地方の財政においてはどうかあるかという比較をする場合に、一定の基準で比較するならばよろしい。例えば国の場合について見ると、歳入と歳入、足りない、だから云々という論が始まります。では、同じ論を地方にしているかという、違ひます。地方はどう見ているかという、地方債を含めてその上での話になります。つまり、実質収支で話をとっていきます。そうしますと、同じ基準の上で話は出てこないわけですから、今日、十八道県の人口がここでマイナスイ化され、市町村全体の六四％が人口減をしておる、こういう状態であるとしたならば、後にちよつと触れることになるかと思ひますが、基準財政需要額を見積もる場合、非常に人口というウェイトが高いわけです。その高いウェイトがここで減つてくる、その減つてきたウェイトに立つて、つまり先ほど財政収支の話で押しつけていくというところをしたならば、これはダウンスパイラルといつて、だんだん縮小していく。こういうような地方自治体に対して、それを抜け出して新たな展開をさせるという措置というのがここには見られないのではないか、こういうふうに思ひます。次に、地方税の伸びが経済を反映して鈍化して

いくことは事実であります。したがつて、ここでその部分を何とか補てんしてもらおうというのが一般財源補てんの地方交付税であるわけです。ところが、予定された額から先ほど申しましたように八千五百億の減額が行われるという事になりまふ。もちろんこれにはいろいろな理由があり、ちよつとそこにはゼロサムの世界が一つあります。あるけれども、私はこの八千五百億の減額についてはいささか少く考慮すべきではなかつたか、こういうふうに思ひます。

それから次に、国庫支出金の一般財源化、これが出てきております。国庫支出金というのは、例えば三分の二補助事業があります。そうすると、残りの三分の一は一般財源から出さなきゃいけない。つまり地方税が地方交付税、特に交付団体でいうと交付税であります。それからもう一つは起債があるわけです。こうした動きにならざるを得ない。そうすると、肝心な金の頼りなきやならない一般財源補てんの交付税が減額されるということになつてきますと、片一方には自主財源である地方税が減り、こちらの方が同じような形でこゝで減るということになつたら大変困ることになります。そこでいろいろ手だてが講じられたこと、これは私は大変さばらしいと思ひます。さきながら、こういう仕組みを常に残すよりも、もう少しこのところを改良すべき余地があるのではないかと思ひます。つまり、国庫支出金というのはいわば指図つきの国庫支出金でありまして、地方の自立的発展という点から見えてまいりますと、やはりこうした部門は一般財源化するという、今日ここに展開される措置はよろしいと思ひます。

さて、一般財源化されるならばなぜ交付税の方にそれが増額される形で一般財源化されないのでしょうか、つまりこういう考え方が一つ必要であるし、もう一つ一般財源化について言うならば、レーガン大統領のときにアメリカでやりましたブロッググラントがあります。包括的補助金といひます。つまり、これは今日の体制からいふとちよ

うど交付税と国庫支出金の中間の状態でありまふ。地方の自由度を非常に高めていきます。今日補助率を変化させるならば、その補助率の変化に見合つた部分をブロッグ化し、そして地方の自由度を高めるような方向をなせようというのでしようか。私は今後の地方行政財政といった場合について見ると、こうした点の考え方が必要ではないかと思ひます。

それから次に、第二の点について申し上げます。第二の点と申しますのは、内需拡大、地方の自立的発展という今日の重大な政策課題から見てこの改正案はどうだ、こういうことです。

私は現在の景気の動向から見ても、内需拡大のために国・地方挙げて取り組まなければならないと存じます。したがつて、一般会計には現在前倒し、財投、財政投融資の弾力的な展開が行われていく、しかもまた、この前政府の閣僚の方の御発言では、それでも足りないければ補正でやるというやうな、つまり後期の部門については、こういう御発言がございます。それならば、国と地方と一体化してやるというならば、なぜここに前倒しができるような措置を講じないのでしょうか。地方の単独事業を大きくするということは大変よろしいことです。それならば、それを前倒しするためには一般財源が大きな意味合いを持ちます。これを例へば地方債という形でやるよりも、地方の自由度を高めていく、その措置の方が大切ではないかと私は思ひます。このときに当たつてやむを得ない措置とはいひながら、私はこの交付税の減額措置というのはもうちよつと切り込んでおいていただければありがたかつたなと思ひます。

ですから、その点を考えたならば、今後の、つまり現在の前倒しの次に出てくる新しい補正のときに、今減額された八千五百億、その相当分を補正の中で再び復活できる余地を考へるべきではなからうか、かように思ふ次第であります。

以上、私はまず最初に結論部分を申し上げ、さらにその理由を述べ、さらに今後の展開ということを含めながらも地方の自治体の、先ほどからお

二方の参考人の申されたように、国と地方が一体となつてこれからの景気をどうするか、この対策に当たつていかなければならない。そのためには、在来からあつた機能分担、つまり中央の政府のやることと地方のやることについて、その機能分担の中で一番中心的な役割をとるのは一般財源補てんのこの地方交付税だと私は思ひます。したがつて、その交付税のあり方について余り大きな変化を与えるようなことではなくて、むしろ地方側に自主的な展開ができ、安全でしかも安心して行政が展開できるような措置、これが望ましくなつてくるのではないか、私はかように思ふ次第であります。

以上、私は参考人として、特に私は国と地方との財政関係については随分昔からやつておりますので、そういうことから特に制度的なその内面に關して立ち入つたお話を申し上げた次第でございます。(拍手)

○中島委員長 ありがとうございます。

以上で参考人の御意見の開陳は終わりました。

○中島委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のため申し上げますが、参考人の皆様は委員長にお申し出をいただき御発言をお願い申し上げます。また、参考人は委員に対し質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御承知おき願ひたいと思ひます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。増田敏男君。

○増田委員 本日は、参考人のそれぞれの方々に大変お忙しい時間を当委員会のためにおいでをいただきまして、まことに御苦勞さまでございませう。日ごろの御活躍に敬意を表しながら、時間に関りがありますので簡明にお尋ねを申し上げます。また簡明に御答弁をお願い申し上げます。こういうことで直ちに質問に入らせていただきます。

地域づくりと財源についての関係なんですが、

これは田尻参考人と奥田参考人にお伺いしたいと思います。

意見陳述の中で、公共投資基本計画に基づく社会資本の整備や、高齢化社会に対応した施策の推進や、活力と魅力ある地域づくり等、いろいろの住民のニーズにこたえ御努力をいただいている様子を伺いました。そこで、今後とも引き続いて創意工夫を凝らして地域の振興を図っていかれる首長さんといましては、施策推進とその財源確保に対して大変御苦勞なさっていると思いますけれども、今回のこの動きに対して今後どういうお考えを、またどういう希望をお持ちなのかお聞かせをいただきたい、こう思います。

○田尻参考人 お答えをさせていただきます。

ただいまのお尋ねでございますが、今回の地方財政計画は私も地方自治体の財政運営に対して適切な御指導をいただいております、非常に予算の運営がやりやすい、このように私は認識をいたしている次第でありまして、特に単独事業あるいはまた町づくり、ふるさとづくりあるいは福祉、そういう面につきましてきめ細やかな措置をされているわけであります、今回の地方財政計画は私もとりましては初めての、非常にわかりやすい計画である、このように認識をいたしております。この趣旨に従いまして財源対策等には全力を挙げて取り組ませていただきたい、かように考える次第であります。

○奥田参考人 福岡県では、「躍動するクロスロードふくおか」という基本テーマに沿って、開かれた交流拠点づくり、潤いのある県民生活の形成、それに科学技術の交流拠点の形成、広域高速交通体系の整備、明るい長寿社会、これらを目指しているところでございます。そのために、非常にこの計画は後押し的な意味を持たせていただいていると感じております。私も、強い福岡県かつ優しい福岡県というのを目指しているところでございます。

地域振興とともに道路、公園、学校、その他の

単独事業にも力を入れているところでございます。特に自動車産業の立地が盛んでございますので、そのための特定の道路整備などには金がいっております。私も、結局そういう福岡県独自の問題あるいは産地振興問題、それから新しい時代に即応した県民ニーズにこたえるため高齢化社会の問題、ごみの公共広域処理の問題、それから総合女性センターあるいは福祉センター、それからスポーツセンター、体力、健康、情報、科学等の側面からスポーツを考えていこうという県全体のスポーツセンターの役割を果たす事業でございますが、そういうものも考えております。

特に緊急なのは、もう余地のない、時間的な切迫を強いられっておりますのが産業廃棄物の広域公共処理でございます。これは、国にお願ひするわけにもいかないし、市町村に任せるわけにもいけません、県であればこその課題ではないかという使命感に燃えて、ぜひともその課題にはこたえていき、産業の発展にもあるいは衛生の問題にもこたえていかなければならないと考えているところでございます。

そうした意味で、この一般財源、特に交付税の問題が今挙がっておりますが、何とか今申しましたような意味で、八千五百億の問題もありますけれども、私も、私も国と県との協力関係ということをやむを得ないものと認識し、今後とも国の御援助を仰ぎながら県独自の考えを自由に発展させていただき、県民とともに考え、県民とともに県政を推進していききたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○増田委員 次に進ませていただきますけれども、単独事業の関係でございます。

また本年度は新しい単独事業が大変できたわけなんです、地方財政対策において都市生活環境整備特別対策事業あるいは地方特定道路整備事業、地方特定河川等環境整備事業、地域文化財保全事業等が創設されたところでございます。御案内のとおりであります。これらに対する取り組みの姿勢というのは先ほどお伺いしたのであり

ますが、ざくばらんに、実は交付税への依存度などを調べさせていただきました。そういう観点に立たせまして、こういった単独事業を推進していくのにどういことが考えられるかな、どういふうな進め方をなさろうとしておられるかな、また単独事業に対する希望等があったらお聞かせをいただきたいな、このようにお尋ねをいたします。

これは続いて田尻、奥田両参考人にお願ひいたします。

○田尻参考人 ただいまは大変ありがたいお言葉をちょうだいいたしました、ありがとうございます。

先ほど申し上げましたように、諸先生の特別の御配慮によりまして、今回の国の地方財政計画、地方の財政運営その他を含めまして大変わかりやすい、そしてまたやりやすい仕組みになっているような気がしてならないわけであります。もちろん、今の地方団体にはいろいろの問題がございます。国際化の問題あるいはまた文化の交流問題、そういう問題につきましても最近の市民のニーズは非常に高いものがございますけれども、私も今回のこのようないろいろの措置によりまして、二十一世紀を目指す新しい町づくり、ふるさとづくり、そこに原点を絞ります、私も熊本市におきましては六十三万市民の皆様とともに新熊本構想の実現によってこれを達成していきたい。

第一点はやはり環境の問題であります。次に福祉の充実、そして社会資本の整備の問題、経済の活性化、中小企業の防衛、そして基本的には人づくりと大変難しい問題が山積されていくわけでありまして、この問題につきましても、今後国の御指導をいただきながら全力を挙げて取り組みたい。

ただ、私にもし望むところがあるということでお許しをいただきますならば、社会資本のストックでございますが、戦後四十年の間に我が国の社会資本のストックは相当のものであるというふう

に私も考えているわけでございます。我が熊本も百年の歴史を持つ都市でありまして、それだけに社会資本の累積もあるわけであります、社会資本整備についての更新需要につきまして特段の国の御配慮等がいただけないだろうか、こういう問題につきまして今後御検討をいただければ、まことにありがたいことでございます。

以上でございます。

○奥田参考人 ただいま御指摘いただきました平成四年度地方財政対策、非常に私も地方の単独事業をする上で、地方の自主性を認めていただきながら、国も大いに援助をしていただけたこと、こと、うれしい限りでございます。こういう方向に向かっていたことに非常に感謝いたしました。

時宜を得たものと、我々の望みどおりでございます、これから福岡県もこれを大いに利用させていただきまして、県の独自性を、そして公共的な責任性を自覚して、先生方から褒めていただけたような事業を、今御指摘いただきましたような範囲の中で精いっぱいやってまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

○増田委員 続いて、実際に首長として御活躍なさっておられますので、お尋ねをしたいと思います、緊急経済対策ということで、今国も地方も取り組もうということでスタートになりました。そこで、実際にこの前倒しの関係をやっていける上で何か問題点がありますか。あるいは、なに国の考えたところの方向で地方もやれるよ、その辺はどうですか。

○田尻参考人 お答えをいたしたいと思います。何と申しまして地方はやはり力がまだ不足をいたしております、単独事業を推進する中におきまして、例えば人手不足の問題とか、私もとりましてそういういろいろの予期せぬ仕事も出てまいりまして、繰り越し事業が大変多い、このような問題もあるわけであります。こういう問題に対する解消策につきまして、もちろん私も私の努力によって解消しなければならぬわけでござい

ますが、国の方においても御認識をいただきたい
と思うわけでございます。

○奥田参考人 先ほどの発言の中で申し上げまし
たとおり、福岡県におきましては全国を上回る率
で七九%という前倒しをやりまして、景気の低
迷、住民のニーズにこたえていく上で頑張ってい
きたいと努力しているところでございます。その
場合に、私どもの考える、もちろん道路、公園、
下水道その他でございますが、私どもの考えてお
りますのは、地元のいわば中小企業と申ししまし
うか、やはり非常に基礎が弱いものですから、地
元企業を何とか助けてやるという考え方を前から
持っております。そのために前倒しは非常に役立
っておりますが、やはり親企業との間で中小企
業の関係をだれしも納得できるような公正なもの
にしていくことで中小企業に役立てたいと思つて
おります。

もとに戻りますけれども、上半期の契約目標、
補助事業では八〇・三%、単独事業で七七、全体
として七九・〇というふうになつているところで
ございますが、中小企業に役立てていただきたい
ということも腹にございまして、その施行に当た
りましては、困っているのは労力と資金、技術の
面で困っている中小企業でございます。早目に手
を打っていただけることを希望しております。そ
のために、全庁的な組織として関係各部で構成す
る公共事業等施行対策連絡会議を設けておりま
す。十分頑張つてまいります。

○増田委員 時間が大変貴重なので、簡明で結構
でございます。お願い申し上げます。

特例減額の関係につきましては、地方交付税の
八千五百億円の減額の措置についてでございます
が、先ほどそれぞれの参考人から細かく御意見を
いただきました。特に喜多参考人には本当に細か
くお聞かせをいただきましたので、この点はよく
頭に、実はお尋ねをしてけじめをつけておこうと
思つたのですが、わかりました。

そこで問題は、将来に向かっての話なんです
が、交付税率の関係に対して堅持を図るべきであ

るという御意見をちょうだいいたしました。一
方には先ほどのお話のように、地方には財源に余
裕があるというような声も一部に入つてまい
ります。私は市長出身ですからそんな考え方を持
つていないのですけれども、そういうような意見
等がありますので、これからの展開として何かこ
の際ぜひこの場で言つておきたいというような意
見がありましたら、これは喜多教授にぜひ参考人
として御意見を聞かせたい、こう思ひ
ます。

○喜多参考人 非常に大切な御質問をいただきま
した。
私は、交付税については一般的に申しますと、
今の税率それ自体に関してはやはり時代の流れの
中で、それからもう一つは国民経済がどう動くか
ということ、これを勘案して考えていく。しかし、
現在のところでは、百分の三十二という特に交付
税の中で国税三税に関する部門は維持しておいた
方がよいのじゃないか。それから消費税に関し
て、この消費税が今後どう動くか、税率が動くか。
動かしにくいかもしれない。そういう場合に対
して、私はその場合には交付税の現行のやり方につ
いてもう少しその消費税関連の部分については
考える余地が出てくると思ひます。

したがって、現段階の上ですべてが固定されて
いるという状況のもとでは、私は交付税率は今の
ままでよろしいのではないかと、ただし、与件が変
わつたら違ふということ、これを申し上げておき
たいと思ひます。

○増田委員 ついに時間が来て、答弁いただく時
間がないようでありますけれども、平成四年度の
地方財政対策において国保の関係、助産費の関
係、それからまた義務教育費共済追加費用等につ
いて一般財源化が図られたところであります。し
たがって、先ほどのお話の中にも一部喜多参考人
の触れられたところがありましたけれども、これ
らに対して実はいろいろと議論を展開しながら廃
棄物の関係等にも入つていきたい、こう思ひまし
たけれども、時間ですのでこれで切つてしまいま

ことが懸念されるところであります。
そこで、再び減額されることの是非につきまし
て、参考人の皆さんのそれぞれの受けとめ方を承
つておきたい、こう思ひます。

○田尻参考人 先生には日ごろ地方財政問題等大
変な御考慮をいただきまして、厚く御礼を申し上
げます。
さて、お尋ねの件でございますが、今回の減額
特例につきましてはやむを得ざるものである、こ
のように私は考えております。ただ、私も地方
自治体をお預りする責任者としていたしまして、毎
年十二月が参りますと国の予算折衝の中で地方交付
税の切り下げ問題が必ず起こってくる、このこと
は、市政をお預かりいたしております私もにと
つてまことに不安な気持ちでいつぱいでございま
して、その後に予算編成に臨むということになる
わけであります。こういう問題は、今後、国と地
方との信頼関係に大きな動揺を与えるということ
でありまして、この点につきましては国側におき
まして十分御配慮をいただきたいと思ひわけで
あります。

ただ、今回の地方財政計画は、先ほど申し上
げましたように大変きめ細やかに、地方の実態に
即した、しかも私もとりまして非常にわかり
やすい御指導をいただいているわけでございま
して、心から感謝を申し上げているわけでございま
す。

○奥田参考人 私以外の両参考人からも、国のや
り方は極めてよろしいとおっしゃいました。私も
賛成であります。

ただ、御指摘のように今回の減額措置等が恒久
化されるという懸念は、これはやはり私は
賛成できかねるところであります。ただし今回の
場合は、私も公共団体に責任ある者として、国
がこれだけ困っている、そうするとやはり協力は
すべきであろうという、協力する義務感を持つて
やるべきだというふうに思つておりますし、その
中身も、単に減額というのではなくて、まあ、貸
すという形で、後年度処理すると約束されている

はなくて齒どめを、つまり一般會計に入れながらそこでは減額に対する齒どめを出す。それから増額に対して特殊の配慮を持つてくる。

その特殊の配慮というのは何か。一つは景気変動に対して、国税二税の減収、これは非常に敏感に反応してきます。ですから、その部分に対する

いわば特殊の配慮ができるように組み込めるような形ができるというのが第一点。

それから第二番目に申し上げるのは、つまり国庫支出金に關して一般財源化していくというやり方をとる。その一般財源化の中に、先ほど私が申し上げた中で、一つはブロックグラントをつくる方向があります。もう一つは、交付税の中にそういうところは補てんできるように、つまり一般会計に入れることによつてそこに特殊の配慮が繰り込まれるような仕組み、これを考案するということが可能になつてくると思います。

そこで前者の、つまり特別会計にいきなり組み込むということが果たして地方にとつて望ましいのか。もう一つ、現行の中で一般会計の中に組み込むもので、しかも減額に対しては歯どめを入れ、増額の措置ができるようないろいろな配慮を入れる、こういう形に法案を持つていく方が正しいか、そここの審議が私はまずもつて大切ではなからうかと思ひます。

私の見解からいふと、これはちよつとほかの先生方と違ふかもしれませんが、私は今の一般会計の中に繰り込んでやる方式の方が、つまり政策的な運用という点も一つございましょうが、自治体にとつてプラスになるような気がいたします。

○谷村委員 時間がわずかになりました。田尻市長の方に国保の安定化支援事業等についてお尋ねしたいと思ひましたが、先ほどお触れになりましたから割愛をしまして、最後の質問に移りたいと思ひます。

私は、地方は、一極集中の是正、公共投資、地域福祉の確立、国際化、環境問題、高齢化等々の重要な課題をますます担うようになってきており、今後の地方財政の一層の充実発展が必要であり、足りないとは言へも決して余つてゐるとは言えないと理解をいたしておるのであります。また、いろいろな課題に対応していくために、新しい財政需要の地財計画への反映が必要だと思つております。

その第一歩として今回私どもは、山を何とかし

たい、こういうことで森林交付税といひますか、言葉は適当かどうか知りませんが、そんなものを模索をしまつたのであります。環境保全対策千七百億円が創設されました。企画振興費が新たにまた設けられたわけでございしますが、新しい財政需要に對してどのように対処されようとしておるか、企画振興費への評価等も含めまして最後に奥田知事にお伺ひしてみたい、こんなふう

に思ひます。

○奥田参考人 最後に御指摘の企画振興費について、これまでその他の部分で扱われていたものを独立して計算の単位に、項目に取り入れられたという事は、私ども大変うれしく思つております。こういうふうにして、ソフトでもありますけれども、地方の自主性がだんだん認められていくことに感謝いたしておるところであります。今後ともそのようなニーズは時代の変化とともにふえてございましょうから、よろしく願ひいたしたいと思ひます。

山の問題を取り上げられましたけれども、それも含めて、私何回も申しますけれども、やはり環境問題、これほど大事なことを我々はつい忘れがちでありますので、地方公共団体は声を大にして住民とともにこの問題を叫びたい。ごみ処理の問題から始まつて緑の問題に至るまで、地球規模における聞こえるような行動をとりたいたいと思つております。

○谷村委員 三先生方、大変お忙しい中を本当にありがとうございます。お礼を申し上げます。

○中島委員長 小谷輝二君。

○小谷委員 公明党の小谷でございます。きょうは参考人の先生には、お忙しいところ当委員会に御出席いただいて貴重な意見を述べていただくことに心から感謝申し上げます。どうもありがとうございます。

先ほどからいろいろ議論をされておりますけれども、この機会に交付税の本質論について御見解を伺つておきたい、こう思ひます。

地方交付税は、国と地方の事務事業の分担によつて法律で定められた地方の固有財源である、これは明確でありますし、だれもこれを否定するものはないわけでございます。国が地方にかわつて集めた地方の固有財源である、これは現在の自治大臣もそう明確に述べておられるわけでございす。また、自治省も長年このことについては答弁を重ねてきたところでございます。

そこで、国の一般会計に入れずに交付税特別会計に直入すべきではないのか、こういう議論がございす。これは大蔵省の方ではかなり抵抗があるようでございすが、自治省関係者とし、また地方の自治体、六団体等々からもそのような意見が何回か出されておるところであります。そこで自治体を預かつていらつしやる三千数百の市町村長、自治体の代表的な立場で田尻市長さんに、交付税を一般会計に入れずに、消費課税等の譲与税のように交付税特別会計に直入すべきではないのか、この議論に対してはいかがでございましょうか。

○田尻参考人 先生には、地方財政また行政につきまして大変な御配慮をいたいただいて、心から感謝を申し上げます。

ただいまのお尋ねの件でございすが、先ほどの特例減額とこれは表裏一体であると私思ひわけであります。こういう問題が起つてまいりますもの、交付税率の引き下げ問題等が常に起つてゐる、そういうことで、国・地方の間におきまして財政問題をめぐつて非常に不信感が出てくる、そういうことから、ただいま先生の仰せのような議論が出てくると私は思ひわけであります。

問題は、地方交付税法に對します、いわゆる国と地方の信頼関係を明確にしてい、そして、この戦後の四十年の歴史をひとつきちつと整理していけばこういう議論は出てこない、このように私は思ひわけでございまして、今後とも貴重な御意見を拝聴いたしまして、全国市長会等におきましても意見を反映させていきたいというふうと考えております。

○小谷委員 県の大変な行政を先頭に立つて頑張つていらつしやる奥田知事に、この御意見はいかがでしようか。

○奥田参考人 長い歴史がございまして、私どもの経験といたしましては、やはり国が取つていただくとのこと、そして国がちゃんと持つておつていただく。そして、減額のみならず増額も必要だという点を考えますと、やはり国も地方全体、全国をにらんで、減額、増額については自治体と歩調を合わせ、信頼を持ち、そして国の会計の中で、特別にではなくていいんじやないか、約束があればいいんじやないかというふうと考えております。

○小谷委員 日本の財政学会等で非常に活躍されていらつしやる喜多先生、先生から先ほどは、これは逆に減額することがあれば増額も当然含まれた話である。一般会計で国との均衡を図つていくのも一つの議論であらう、こう思ひわけですけれども、逆に、国と地方との事務事業分担、これを明確に分けてあると同時に、それに伴つた財政の配分ですから、もし交付税総額が必要額に満たなかつた場合には、これは借り入れを起こして当然ではなからうかと思ひます。また、余剰ができるときは返済をしていく方法も当然であらうと思ひわけですが、先生の先ほどの意見とはちよつと違ふようでございすが、その点はいかがでございましょうか。

○喜多参考人 今の御質問の点であります。国と地方との機能分担をしっかりとやる。これは、地方自治法にのつとり、そして二条で、そこでどういふことをやるか、それから別表の一から七、これがあつて、そしてそこで地方のやる仕事という形がはつきりしているわけであります。

それに要する財源ということになつた場合に、一つは自主財源、一つは依存財源、こういう形をもつて運営していく。その場合に、一般財源と補てんとして出されてくるこの交付税というのは、これは先生のおつしやるように、機能分担に即応して展開していくという部分については、これは

全く御説のとおりだと思ひます。

ところが、これは一般的な、定常的な、例えば景気の変動がなく、経済が一般的に安定的な形で動いているという場合、そのときにはその機能分担論というのは非常にびしと動いていくと思ひます。ところが、経済が大きく変わってくる、あるいはまた国際的な要請という形が大きく出てくる、そしてそれを国全体挙げて、いわばこの発展の路線、内需拡大という形で動かなければならぬというときに、つまり、政策課題がこうやって入ってきたときに、ここで先ほど申した機能分担だけでは足りなくなるのではないかと。

私はそういうことを懸念いたしましたして、一つは、減額はされないように、つまり、在来からあるルーチン化された行政、それにはきちっとした展開に向かうような形のものについては歯どめをかけておく。つまりこれを減額させないような措置を講じておく。そして、しかし政策課題が新たに展開されてくるような要請のところに於いては増額ができるような措置、こういうことが望ましいのではないかと。地方自治の機能分担という点から見ると、その機能分担に当たる根本的なところに食い込むような、つまり切り下げていくような、そういう措置はあくまでも望ましくはない、こういうふうに思ひます。

○小谷委員 時間も余りございませんので。

先ほど議論がありましたが、地方財政に大幅な剰余額がある、このような大蔵省の説明等には、地方には大幅な財源剰余がある、その額は二兆三千六百二十五億円、このようにしておるわけでごいまして、地方の財政計画の中で地方の財政需要額、これ以上の財政需要は要りません、ありませんというところは決してないのではないかと。それぞれ市長さんにしても知事さんにしても、地域ニーズに合った、また、国民生活を豊かにするために、より一歩、より環境をよくするために、単独事業、公共事業、社会資本整備、あらゆる分野でこれもあれもという需要、要求というものはまだまだ山ほどあるのではないかと、と

どまるところがないほどあるのではないかと、こういうふうにも私どもは認識をいたしております。

ところが、実際今地方財政は、私が説明するまでもなく、七十二兆円借金を抱えており、また、公債負担率は既に一五%以上の自治体が、全国三千三百余の自治体の中で三分の一もある。こういう状況の中で地方財政剰余額が二兆三千億からあるというふうなことは決して言えないのではないかと。私どもはこう認識をし、議論をし、また、将来の地方自治体のためにも何らかの措置を講ずるべきではないかと、地方にもっと自律性、主体性を持たす、そのためには根拠から地方に大きな金の剰余がある、こういうふうな考え方は、この際きちんと打ち切るべきではないのかという議論をし、考えを持つていくわけですが、市長さんのお考えは……。

○田尻参考人 ただいま大変ありがとうございます。

国と地方の中におきまして財政問題につきましましてはいろいろの御意見があることはよくわかるわけでごいしますけれども、私ども、市政という最前線の仕事を預かりたいとしておりますと、例えば高齢化の問題であります、恐らく今世紀、これは日本が高齢化社会に到達するとはだれも予想してなかった。これについては国、県、そしてまた私ども市の段階におきましても、福祉対策には大変な戸惑いがございます。あるいはまた環境問題でございます。あるいは国際化の問題、高度情報化社会の問題、そういう変革期になりました。しかも住民の皆様、市民の皆様方は、物も心も豊かな実感のできる社会をつくってほしい、こういう御要望があるわけでごいしまして、私どもは今日言われるような、地方財政が豊かである、このような意見に對しましては見解を異にするわけでごいします。今後とも足腰の強い地方をつくりまして、それが国を立派にしていく、そういう信念に向かつて全力を挙げてまいりたい、かように考える次第でございます。

○小谷委員 奥田知事にも、よろしくお願ひします。

す。

○奥田参考人 私どもは県という立場にありますので、国と地方という関係の中に、地方の中に県と市町村というのがあるのですが、新しい計画がどんどん進められなければならない。国もそうだと思います。県もそうなんです、その場合に、その計画を自分でできる、市町村を越えて県が実際にやるというのと、計画はできるけれども市町村にやってもらわねばならないというものもあります。公共関係の産業問題などは、県がやって市町村の了解を得ればよい。ところが、ゴールドプランという場合には、国がつくっても、結局末端のといひますか市町村がやってくれなければならぬ、なかできるものじゃありません。その他いろいろ、計画段階にできること、実際は市町村でしかないというその差というのは、国、県、市町村、たくさんあるわけでありまして。

そういうことを十分御理解していただきたいし、そういう御理解があつてこそ平成四年度の予算も編成された私どもは理解しております。そういう意味で、計画と実施というものの多様性と責任のあり場所、それから監視なり総括、そういう面についての御配慮を願えればよろしいというふうに思ひますので、今後とも計画と実行、そのところの違ひを国、県、市町村というレベルに分けて考えていただければ大変助かります。

○小谷委員 学者の立場から、喜多先生にお伺ひいたします。

○喜多参考人 ただいまの、地方に剰余金があるという点につきましては、先ほど私が申し上げましたように、もともと地方にはこの決算カードで示されているように、健全財政主義というのをきちんとやらない、そうすることが望ましいのだ、下手まごつく昭和二十九年当時に出てきた地方財政再建計画、つまり地方財政再建促進法という法律がありますが、ああいう事態にならぬようにしなければならぬ、そのためには各自治体、こういう基準でやっていきなさいという形を出しておるわけです。したがって、自治体として

はそういう点で非常に考慮を払いながら財政運営をやっているわけです。

その上に、昭和六十年代のときに、御存じのように、補助金一割カットをやっているわけです。そうすると、自治体としては、やりたいという事業計画をぐっと圧縮して、そしてかつての健全財政主義のその動きの中で、ここで要請している、圧縮しているわけです。圧縮したそれをつかまえて、そこで赤字であるという論はおかしいと私は思ふのです。

もともとやらなければならない事業はいつぱいあるのです。福祉に關してもあれば、地方単独事業としてもあります。非常に大切なのは、国の、特に拠点を中心とした開発計画なんです。これは各自治体が連担してやらなければならない大事業なんです。そのときに、この事業をここで押しとめておいて、そこで財政収支が一つの枠の中からは赤字であるというふうな論で、ここで財源をそこに付与できないような仕組みになると、これはとんでもないことになると思ふのです。

そういう意味で、先生おっしゃっているように、地方の剰余があるというふうには思ひません、そう私は思ひます。

○小谷委員 最後に、中央集権から地方分権という、それぞれの審議会等におきましても、地方分権論議がかなり重ねてこられたわけでごいします。

そこで、今、日本の国政は中央集権的な発想ですべて進んできておりますが、これは根拠から改めて、もちろん事務事業の見直し、整理合理化、できるものから一般財源化を図って、そして権限、財源ともに地方に移譲すべきではないのか、このように強く思ふわけでごいしますけれども、市長さん、知事さん、また学者の立場から喜多先生に御意見を伺つて、質問を終わりたいと思ひます。

○田尻参考人 お答えいたしたいと思ひます。権限の移譲につきましてはぜひ実行していただきたい、このように考える次第でございます。

○奥田参考人 私は、意味のある中央集権は必要だと思ひます。

先ほども、国のレベルから見た場合の公共投資の十カ年計画とかゴールドプランとかありますけれども、あれは末端の自治体ではなかなかないものでもあります。そういう意味では、中央は中央としての役割を果たしてほしい。これはもう折るような気持ちで、これまでもやっていただきましたので感謝しているのですが、一概に中央集権はいけなとか地方に権限移譲と言つてしまふと、私にはちよつと納得できないので、中央は中央レベルでの責任をとつて地方をまとめてくれな

いか、県もまた市町村に対しては責任をとり、まとめ、しかし仕事はあなたたちがしてくれよ、我々はまとめから、金は国から何とかするからというように仲介役もするわけでございしますので、そういう意味で中央集権はいけなという一般論で切つてしまわないうで、事柄によつては中央が先頭に立つてやつてくれていることに感謝もしますけれども、その地方を抑えつけて金縛りにしてしまふことはいけな、やはりゆとりを持たしてほしいということでありまふ。

○喜多参考人 私は、機能分担という点から見て、国のやる仕事と地方のやる仕事、その分野が次第次第に現在クロスされてきておる、クロスされてきているがゆえにここであいまいもことしたものが出てくる、ですから、そういう分野についてはもう少し洗い直す作業が必要だと思ひます。その洗い直す作業の中で、シャープ勧告に基づいた骨子から言つと、自治体に対してもう少し権限を与えていくやり方とつた方がいい。しかし、その権限を移譲するといふことは、いと簡単に思えるけれども、財源措置がないとんでもないことになるのです。ですから、財源措置を伴つた形での権限移譲、そして、そこで本来の言う地方分権体制をとるようなことが必要だと私は思ひます。

この点に関しては国際会議で、私どもの学会でこの国際学会がございしますが、そういう部分でこ

ういうディセンタリゼーションに関する論議は随分やつてゐるわけでありまして、そういう点から見まして、機能分担をしつかりやり、そして今時代とともに経済社会が変化するに従つて両方の分界を超えてクロスするといふところがいつぱい出てくるのです。ですから、その出てきてゐるところをもう少し切り込んだ上、そこで地方に権限を与えていく、そこには財源措置が必要ではないかといふことでございします。終わります。

○小谷委員 ありがとうございます。終わります。

○中島委員長 吉井英勝君。

○吉井(英)委員 参考人の先生方には、本日お忙しいところ、どうもありがとうございます。同僚委員の方たちからも既にいろいろの御質問がございしたので、できるだけ重複を避けて伺いたいと思ひます。

一つは、一九八四年の補助金カット以来、地方で事業を進めると、補助金が削られておりますから地方負担がふえるといふこともあつて、どうしても事業は抑制的に働くといひますか、そういう傾向になつてきたと思ひます。一方、公共料金の引き上げとか、またパブルによる固定資産税収入を初めとする税収の伸びといふこともあつて、見かけ上地方財政が余裕のあるような姿になつたといふことです。しかし、これは余裕ではなくて、やはり抑制的であつた事業を今こそ広げるチャンスといふ、それが今大事な点じゃないかと思ひます。しかし大蔵省などの方は地方財政余裕論といふことを展開しておりますが、私はそれは当たらないといふふうに思つてゐるんです。

そこで、最初にまず田尻、奥田両参考人の方から地方自治体の方のことを伺いたいんですが、熊本市、福岡県で実際に財政にかなり余裕のあるような状態だといふふうに見ておられるのかどうか、これが一点です。

それからもう一つ。新しい時代に見合つた行政需要なりあるいは新しい住民要望に合つた需要といふものが次々と膨らんでくるわけですが、それ

に見合つた交付税措置が必要であるといふふうに思ふわけですが、そこで、何か新しい行政需要として交付税措置を求めておられるものがありまして、具体的にお聞かせをいただきたいと思ひます。

それそれお二人の参考人から伺いたいと思ひます。

○田尻参考人 お答えをいたしたいと思ひます。地方財政のいわゆる余裕論でありますけれども、先ほども申し上げましたように、この点につきましては見解を異にするものでございします。特に、私も熊本市でございしますが、大変古い町ではございしますけれども、中小企業、そしてまた地場産業の方々の多い町でもございします。特に国の出先機関等もございします。言うならばサラリーマンの多い町でもございまして、商業都市でもございします。非常に影響を受けやすいところであるといふことで、私どもは今日まで税収問題等につきましても特段の配慮をいたしており、また国保の問題、いろいろの問題についても、公共料金等についてもできるだけ値上げを避けてまいりました。そういうことでございまして、今日いろいろの仕事をやつていくためにはその余裕はございせん。

また、新しい財政需要というお尋ねでございしますが、先ほど申し上げましたように社会資本のストックが、古い町ほど非常に大きくなつてまいりました。これを更新しなければならぬ。こういう問題に対して今回の財政計画等で今後お認めいただけるならば、そういう願望がございします。

○奥田参考人 余裕論という声が聞かれますけれども、私どもはあり得る財源の中から支出予算を組んでおりますし、しかも用心に用心を重ねてやつてゐます。そのために国よりもゆとりがあるように見えるのじゃないか、私はそう思ひます。国は非常に大胆にやつていらつしやるように思ふので、いいのですけれども、私どもは本当にもう非常に小さな気持ちでしかやつておりませんので余

裕があるように――御承知のように地方にも、借金とか返すべき、なすべきことがいっぱいあるわけですから。そのために、余裕じゃなくて謙虚にあるいはつましやかにやつてゐるといふふうな受け取つていただきたいと思ひます。

それと、交付税に対する要望について、ちよつとお尋ねの点を二、三指摘したいのですが、例えば道路。これはもう無数にいうほどお金が欲しいのです。住民からも苦情ばかり出てゐるわけでありまふ。それから在宅福祉でも、ゴールドプラン、いいことが言つてあるのだけれどもなかなかできない。それで市町村と一緒にやろうとしても、市町村はそんな金あるものかといふふうな言われるといふようなことで、できたらやはり交付税措置といふのはもう少しこの辺で力を入れていただければ――我々がしたい、道路をちゃんときれにする、きちつと道路をつくるといふことができるといふゆとりが欲しい。そのための一般財源としての交付税をよろしく願ひたいと思ひます。

○吉井(英)委員 今の問題とも関係するわけですが、別な角度から少し見てみます。交付税の基準財政需要額の算入問題についてです。

第二臨調の方で地方財政計画の圧縮を答申して、そして地方財政計画の圧縮が実際に行われてきたといふことについては政府の方も認めてゐるわけでありまふが、これは交付税の需要額の算入にも連動してゐる問題です。この点で、基準財政需要額の算入についての意見、既にお二人の参考人から大体伺つたことかなり重複するわけですが、この交付税の需要額の算入といふ問題についての意見、そういう角度から行政責任者のお二人の参考人と、また研究者の立場から喜多参考人の方から御意見を伺いたいと思ひます。

○田尻参考人 お答えをいたしたいと思ひます。特に最近都市の中にございまして、ごみの問題が非常に大きな関心事になつております。例えばA市に生じたごみをB市の方に持つていつて捨てるとか、いろいろ混乱が生じてゐるわけでござい

ます。こういう問題の解消に当たりまして、国におかれましてはどうかひとつ積極的に取り組みをいただきたいな、そのように私はお願いをいたしたいと思ひます。一つの例で大変恐縮でございませうけれども、今後そういう都市が進展していく中において起こってくる諸問題、こういう問題を的確にすくい上げていただきたいという願望でございませう。

○奥田参考人 もう触れておるのですが、基準財政需要額の算定につきましては、今回もまた改善されたことを聞きましてうれしく思います。もう既に触れられましたけれども、自主的な、主体的な地域づくりを進めていく上で、都市基盤、住宅問題あるいは農山村等の社会資本の充実、それから高齢化対策、それから先ほども触れました在宅福祉の問題、公共交通体系の問題、たくさん持っているわけでもございまして、そういう面で、基準財政需要額についてはやはりもう少し算入をしていただければという、低目のものは高く、芽が出ていないものは出すという方向で見直していただければと思ひます。

○喜多参考人 私は二つの点を指摘しておきたいと思ひます。

基準財政需要額の算定に当たって先ほど私が申し上げた中で、今回の交付税の中に非常にありがたいものが出てきた。それは計画というところ、これを重視されている。これはすばらしいと思ひます。そうすると、これは各自治体についての計画であつて、そのときのプランをつくるに当たつていろいろここで考える。その財源的な展開です。もちろんこれを増加していただきたいのですが、どうでしょうか。

これから私が申し上げるのは、今の行政というのは地域の枠組みを離れて、かつてはありますよ、それは広域行政というのがそうです。しかし、それとは違った形で経済圏がぐっと大きくなつてくる。そしてまた、人々の生活圏がかわつてきている。こういう広域的な展開過程が、今度は行政といった場合に一つの目標を設定して地域連

担する。つまり地域連担というのは、一つの枠の中での各自治体が協力し合つて何かをしようとする動きがあるわけですね。その具体的な話となりますとテクノポリスなわけです。テクノポリスは一つの例にしかすぎません。こういうような形の政策要請が出てきて、各地域のそれぞれの市町村、時には県と県とがここで協力し合つた形のいわば連担行政が必要になる。その際のプランニング、その際の行政の展開に關して、地方単独事業ということになつてきたときには当該自治体を取り越えたり方々でせざるを得ない。そこでこうした部門方を盛り込んだ措置をとるべきであるということが第一点です。

それから、第二点はこういう点があります。先ほど私が申し上げたように今人口が減つてきている。これは自治体にとつてはゆゆしき問題であります。下手にまごつくとも過疎になるわけですね。それをならさないために必死になつて頑張つていくわけですね。

さてそのときに、このような通常基準財政需要額の中には補正という手段があります。補正の中で在来の補正を見ますと、数値急減補正とか密度補正があります。もう一つ、数値急減補正というのがあります。私は、数値急減ではなくて、数値の変化が出てきたときの補正をもつと真剣に取り上げていくべきだと思ひます。つまり、ここでは人口が減つたことに対して、ただ減つたのではなくて、より積極的にその減つたものを取り戻し、そして活力ある自治体を再生させるためには、もつと違った視点から補正をやる必要がある。あるいはまた、もう一つは人口急増。急増に対して急増に關する補正がありますが、これもまた問題があるのです。特に多極分散型の、こういう現在のところを直そうとするならば、地方にもつと、特に人口の減りつつあるところを活性化させていかなければならない。そこに思ひをいたした補正の仕方が必要ではなからうか、かように考えます。

○吉井(英)委員 次に、今年度の地方財政計画の

方について少し見てみますと、地方単独事業の伸びが一・五％ということですが、かなり伸ばしているということなんです。せんだつて四月十日に自治省が都道府県の当初予算でまとめた数値によりまして一五・五％です。ですから一層大きな伸び率になつていくわけですが、そういううんと拡大していく地方単独事業の執行に当たつて、特に国に対する要望とか、こういう点を改善してもらいたいとか、その辺、行政を担当しておられる立場からお聞かせいただければと思ひます。お二人の参考人から伺いたいと思ひます。

○田尻参考人 お答えをいたしたいと思ひます。単独事業が非常に大幅にふえてまいりました。それは地方の経済、特に地場産業振興あるいは中小企業にいい意味の非常に大きな影響を与えているわけでもございまして、この点につきましては国に対して心から感謝をいたしておる次第でございませう。今後、執行に当たりましては、適正に、また全力を挙げて地域の発展のためにつないでいきたいと思ひます。

○奥田参考人 御指摘のように、思ひのほか伸ばさせていたがございましてありがとうございます。これも国の地方財政計画の中で認められた規模を超えて、私どもがゆとりがあると云われるような状態があつたことも事実であります。

それで、私どもはしたいことがいっぱいある。これまでじつと我慢してきた。でも国がうまく指導してくれるのでこういうことができたというふうには私はむしろ感謝していることで、これ見よというふうなことではありませぬ。精いっぱいのこととがまた一つでできるようになつたという意味での感謝でございまして、国のレベルから見てもわかないような、すべき仕事も余りにも多過ぎるわけでありませう。私も県から市町村に望むこともたくさんあるのですけれども、これからは単独事業あるいは一般財源の問題をクリアしながら市町村と連携してお国のために立ちたいと思つております。国の指導をむしろ感謝しているところでございませう。よろしくお願ひします。

○吉井(英)委員 事業が拡大するということは、特にハードなものになつてまいりますと、これは技術者の問題とか求められている問題がありますし、どつちかといいますと、事業を抑制的な時代にまた行革でかなり圧縮したときもありまして、一遍に事業を進めるときに、今度はマンパワーの面で、経験を持った技術者がその間に民間に引き抜かれておつたりとか、事業の拡大に追いつかないとか、いろいろ問題もあつたと思ひます。これは結構でございませうが、具体的に事業を拡大して進める上で、人的な面あるいは財政上の面で配慮をしてもいいかとか、またそういう御意見等があればこれもまた聞かせていただければと思ひますが、次の問題に移りたいと思ひます。

八千五百億円の交付税の減額措置については、既に参考人の方から冒頭にお話もあり、他の同僚委員から質問等もありました。この八千五百億円の減額措置の問題とあわせて、国の一般会計から交付税特会への繰入金の先送り三兆三千億円、これは今年度の地方へ配分される交付税額の大体二〇％以上にもなる金額です。政府はこれを交付税の年度間調整だという説明をしているわけですが、それにしても額が余りに巨額であるというところが問題だと思ひます。

本来地方の固有財源である地方交付税が、それも非常に巨額に上るものが、本来交付税は当該年度に配分するという原則から外れて国の都合で左右されるということが常態化してしまひますと、これは地方自治の原則にかかわつてくる問題でもあると思ひます。

そこで、地方自治の原則に照らしてどうなのかという点で御意見があれば伺いたいと思ひますし、また減額措置と年度間調整そのものについて、こういうあり方について御意見があればお聞かせいただきたいと思います。これはそれぞれ三人の方から御意見を伺つて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○田尻参考人 お答えをいたしたいと思ひます。先ほど来申し上げますと、交付税の問題

をめぐりまして、国と地方の間に一つの大きな信頼関係がやがて揺らいでいるということを私は懸念するわけでございまして、そのようなことからただいま先生のいろいろの御意見を承ったわけでございまして、今後、私も全国市長会等を通じて、信頼関係の揺るがないような地方交付税の配分につきまして力を尽くしていきたい、このように痛感をいたしているところでございます。

○奥田参考人 三兆三千億の御指摘がございまして、本当は残念なんですけれども、やむを得ない処置であると思つて申しました。

私も、地方固有の財源であり、地方の権利だと思つておりますし、地方住民に対する私の義務がまだ残つていまして、このことを痛切に感じておるわけでございまして、どうか国の側でも、地方の発展は国を阻害することになりやなくて、地方の発展こそが国のためになつていまして、この点を十分考慮していただきたい。ただし、もちろん大蔵、自治等々、国から地方には十分な監督もあり、その他の省庁では地方に対する十分な指導があつて、このことでもございまして、野放しになつて、十分見ていただかぬと、地方の発展こそが国の発展だということで、私もその信頼関係をいづれは返していただくし、——その三兆三千億分、地方発展を取り残したという感じを持つております。国は返していただけたらというところで、相ともに手を携えて、地方の発展が国の発展につながるようお互いに努力をしていく。県が県民に対して、市町村が市町村住民に対して借金を、荷物を背負わされていまして、国に対して今後とも善処方をお願いいたしますというところであります。

○喜多参考人 ただいまの御質問でございまして、今回のところはこれは私はやむを得ないと思つています。

しかし、今回というたがを外して、それでは国と地方との間の年度間調整はななくていいかという、私はそうではないと思つています。そういう年度間調整というのは、国民経済における資金循環を

考えた、そして国と地方との間の機能分担を考えた、そこで資金がどういふふうな国と地方との間に流れていくか、そうした部門を考えてみたならば、現時点というんじやなくて一つの制度として見たならば、年度間調整というのが必要じゃないか、私はかように思つています。

○吉井(英)委員 終わります。

○中島委員長 高木義明君。

○高木委員 参考人の皆様方には貴重な御意見をいただきました。大変ありがたうございます。

結論的には、それぞれ本法案については早期成立ということでお伺いいたしました。そこで、せっかくの機会でございますので、私は率直に、それぞれ自治体の責任者たる市長さん、県知事さんがおられますので、お伺いしてみたいわけなんです。

今、国・地方を通じまして陳情政治ということ言われております。これにつきましてはこれまでの長い経過の中でそれなりことはいろいろあるわけでありまして、実際に熊本市長さんにおかれましては一年のうちに何回ぐらゐ、まあ会議は別にいたしまして、陳情という活動をおやりになつておられるのか、お伺いいたします。

○田尻参考人 私はただいま内閣の経済審議会補充委員を務めていただいております。また厚生省の環境部会の委員を仰せつかつておるわけでありまして、純然たる陳情といたしましては月に一回、大体そのくらいでございます。ただ、十二月の予算折衝になりますとトシ返りの日が大変多いというところでございます。

○高木委員 その点につきまして、奥田知事さん、どうでしょうか。

○奥田参考人 御承知のように予算編成の前、六、七月ごろ、それから八月、それから十二月、それで残されたらあるいは後でということもありまして、大体この三回は基本的なこととして、全国的な動きではなからうかと思つています。そのほか県ごとに持つてゐる問題がありまして、やはり個別のものも含めて全体、予算陳情は大体三つ

の核でございすけれども、それを含めて個別の問題など数えますとやはり十五回ぐらゐだと思つています。

○高木委員 ありがとうございます。

そこで、この陳情の政治ということについてそれぞれのお立場からいかにお考えであるか、これが地方にとつていいことであるか、そうでないか、その点についての御所見を少しお伺いしておきたいと思つています。

○田尻参考人 陳情によつて事が果たされるというところは決していいことではないということを私は感じております。ただ、この問題につきましてはいろいろの歴史もございまして、そういう問題を私も今後十分反省しながら、できるだけ陳情が少なく、そして事がスムーズにいけるように、そのように心から願つております。

○奥田参考人 陳情に行かなかつたら来なかつたと言われる、それがつらいわけでありまして。しかし、よく考えてみると、私、県の立場から市町村を見た場合に、来なかつたと言ふのもやはり事実でございまして、やむを得ない政治上の欠点があるというところに共通に出てきているように感じます。

書類でわかるじやないか、あるいは一通したじやないか、これでその重要性というのには理解していただくということがもつとふえた方が、陳情が少なくて済むと思つています。少ない方向に努力していただくことをお願いいたします。終わります。

○高木委員 昨年の暮れには地方団体がこの交付税の八千五百億円の減額措置について大変熱い熱い反対の行動を起こしておりましたし、これについて私は私は敬意を表するわけでございまして、まあそれなりの措置がとられたということでも、まあ今このような状態になつたわけですが、地方自治にとつて、額の大小ではなくて、交付税そのものにこのような形で手をつけていくということは、そのこと自体が問題があると僕は思つておりますが、この点につきまして喜多参考人の御

意見を賜りたいと思つています。

○喜多参考人 先ほど少し申し上げましたが、国と地方との間の機能分担がきちつとされ、そして経済社会の機能が安定的な状態においては、私は、その機能分担に基づいた、そして財源保障の現在の補てんの仕組みは稼働していくと思うので

ところが、与件が変化すると、経済社会が変わつてくる。例えば高齢化社会がうんと進んでくる、あるいはまた国内において非常に大きな伝染病が出てくる、あるいはまた景気が急激に衰えてくる、あるいはまた非常に大きな国際的な要請がこゝでかかってくる、こういう事態があると思うのです。そうしたときに、国と地方とが一体となつてその点に対して対処しなければならぬ事態があると思うのです。その対処するときに、在来型の機能分担で行われた現行の交付税のそのやり方だけであつて対応できるか。後それは全部特定財源補てんでやつてよろしいという論が出るけれども、特定財源の補てんということになれば地方の一般財源は全部食い込まれてくることになりまして、あるいはまた地方債を起して、後にその地方債を交付税の中でひとつ面倒を見てやるという仕組みがあつたとしても、当該自治体としてはこれはやはり負担は負担であり、そして圧縮された行政になることは、これは見えてくるわけなんです。

そこで私は、こういうようなことを考えるとすれば、この交付税自体についてある程度弾力性を持つた仕組みを持つ、こういう必要があるのではないかと、かように思つています。

○高木委員 私は先ほどからのいろいろなお話を聞いております。これは総体的に総論として見るとそういうことにもなるわけでありまして、しかし、これは今大きな格差がある。したがつてその格差は正の意味を持つておる制度があるわけなんです。これが本当の意味で機能してないのではないかと。特に人口がさらに減少しているところ

もありまして、若者が東京へ東京へと東京一極集中ということが集まってくる。

そういう中で、地方の財政の格差是正についてのようなお考えを持たれ、そして東京一極集中に対して、この際これを是正するためには、それぞれのお立場で、一体どうした方がいいのか、時間が限られておりますので一つ二つで結構でございますので、この際ぜひ伺いをしておきたいと思ひます。

○田尻参考人 お答えをさせていただきます。

交付税の機能につきましては、いわゆる財源の確保、そしてまた先生仰せのとおり、いわゆる格差是正、そういう調整機能を持つていふふうには私は考えております。そういう意味におきまして、今日、交付税の地方都市に対する影響は非常に大きいわけでございます。今回、国会議員の先生方、特に地方行政委員の先生方の御援助によりましてこのような形で地方財政計画を組み立てていただきましたことに、私も深く感謝をいたしております。

一極集中は、これはもう国論として大変な問題であります。きょうは奥田知事もいらつしやいますけれども、九州におきましては福岡への一極集中、我々はこの問題に対して非常に否定的であるわけでございます。どこの地域におきましても格差を解消していくという問題が、今、地方自治体運営の一番大きな悩みの一つでございます。この点はやはり各界の多くの方々の御支援を受けながらやっていかなければならない、最も難しい問題であるというふうには私は認識をいたしております。

○奥田参考人 先ほども述べましたが、地方交付税は、特に過疎問題を抱えておりますと十分わかります。福岡県の場合は二〇%を依存している。先ほど述べましたけれども、もつとひどいところが市町村で本当にたくさんあります。なくてはならないものであります。地方交付税によってやうと地方は自主性を持つていふ、日本の国土も辛うじてバランスを保っていると思ひます。

東京一極集中につきましては、やむを得ない面もあるということを確認した上で、集中し過ぎていて、早く分散してほしい、そのためには地方にどのような思いをします。

それから、地方も東京みたいになりたいと思つていふんじやなくて、自主性を発揮したい、個性を発揮したい。今福岡一極集中という声もありましたけれども、福岡の中ではまた福岡市一極集中という声があるわけですね。そんなことを言つたら切りがなくなつてしまふ。結局私はそれぞれが主体性と自主性、それを発揮できるようにしなければいけない、過度はいけないということでは正を望むと同時に、地域の方は主体性、自主性を十分自覚し、中央におられる者はそれを認めてあげることの必要性を訴えたいと思ひます。

○喜多参考人 格差是正、私はこれは非常に大切なことであると思ひます。先生おっしゃるとおりです。

さて、それじゃ一極集中をどう是正するかという話になります。私は、この一極集中を直すためには、やはり地方に核となる地域をつくり上げていく、そしてその地域というのは、先ほどから申し上げていふように、地域の連担でつくり上げていくということですね。なるほどそこには研究ができるもの、つまり現在で言うところのハイテク関係に関連するもの、そうした部門が核となるような措置が必要になつていふと思ひます。

それと同時に、中心となつていふ核と、それから地方との間の結びつきを非常にうまくやつていかなければならぬ。例えば今の東京一極集中といつたら、東京一極集中けしからぬ、だから分散しなさい、それだけです。ところがそうではなくて、東京は国際都市としての機能を持つていふわけですね。ある意味においては日本の全国都市としての機能を持つていふわけですね。その機能をここで持ちながら、地方の核となつていふところとの間の有機的な結合をしつかりやることであらうと思ひます。私はこれを外国の言葉で言うところのエンクレーブといひますが、この観点となるような飛び地をこ

こで育成させて、そこに人材なり核となるような産業を起していふという施策、これが大切じやなからうか、かように思ひます。

○高木委員 私たちは地方の自律、自主性、こういうものを強めるために、我が党ではいわゆる国庫支出金の中で普通建設事業費については一般財源にする、そういう意味で第二交付税的なものをつくるということの財源の一つの自主性あるいは権限、そしてまた国、地方の人の交流、こういうことも私は大切な課題ではないかと思つております。

そこで、それと同時に、今大きく言われておりますのが地方債ですね。地方債については許可を受けなくて、みずからの責任でみずからの事業の展望を抱きながら、それぞれがやつていくという制度、国からのいろいろなしがらみはなくなる、そのような地方債の自由な措置ができるようなことについて、私たちは進めていくべきだと思つていますが、私が先ほど述べましたことにつきましても、熊本の市長さん、奥田県知事さん、そして先生の方からよろしくお願ひをしたいと思います。

○田尻参考人 ただいま先生の仰せのようであり、地方債につきましては、単独事業等がふえてまいりまして、できるだけ制約を受けずに、地方の力でその種の起債事業が起これるようにぜひともしていただきたいと思ひます。その前提として、やはり国と地方の不信感を除くということが大事じやないだろうか、このように思ひまして、地方自治体そのものが努力をしなければならぬと深く反省をいたしているところでございします。

○奥田参考人 自主性ということは大変でございますけれども、私も能力の不足を感じる、つまり足りなさを感ずるわけでございます。中央が見てくれるという安心感もあるわけでございます。勝手にせいといふふうには言われるとかえつて不安を覚えるくらいに本当に、頭の低さかなと思つたりしますけれども、地方にはまだまだ信

頼をしていただけない面があるんじゃないか、だから十分親心を持つて見ていただきたいし、全国の配分をうまくやつていただくことがその制度の安定という面からいって、これも過度であつては困りますけれども、やわらかいあるいは優しい気持ちで取り扱つていただければ、やはり見ていただきたいという感じでありました。

○喜多参考人 地方債の自由という形についてであります。地方債は地方債計画があり、地方債発行に關して適償性条件がございします。ですから、それをクリアできるような形での自由化という形になると、私はこれはある程度できるんじゃないかと思ひます。

さらにながら、ここで考えておかなければならないのは、例えばかつて東京都で唱えられていた地方債の自由化という問題があります。そうしますとどんなことが起きるか。東京都のような非常に有力な団体が起債をやつてくる。そうすると、日本の全体の資金のボリュームがあります。それが民間部門と政府部門にある。その政府部門の中の地方の部門で有力団体が起債を大きく出されてくると、弱小の地方団体の起債は吹っ飛んでいきます。この起債のやり方については、一つは適償性条件が先ほど言つたようにありますし、と同時に、市場性を持つた起債をやるといふ形で、これはできるところもあるし、そうでないところもあります。そうすると縁故債に頼らざるを得ない。縁故債に頼るといふことになつたら、仮に景気が低迷しておるときならば、これはどうぞ借りてください、ところが景気上昇となり自治体自体としても資金需要が必要だといつた場合に、ここでクラウディングアウトが出てきます。つまり民間の資金と政府の資金との間で奪ひ合いの状況が出てきます。

私は、そう見てまいりますと、この地方債計画が日本全体の中における資金循環の流れを考えた上で、そこで位置づけて、そしてその位置づけた中からこの地方債の自由度というものを高める方策をとらざるを得ないんじゃないか、かように思

います。
○高木委員 以上で終わります。ありがとうございます。
○中島委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。
参考人の方々には、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。
委員会を代表いたしまして心から厚く御礼を申し上げます。
次回は公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後零時二十九分散会

平成四年四月三十日印刷

平成四年五月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K